

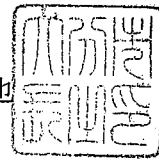
## 公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、財務部納税課に保管していますので受領してください。

令和8年5月29日

大分市長 足立 信也



送達すべき書類の名称	市県民税（普通徴収）、市県民税（特別徴収） 督促状
送達を受けるべき者の氏名(名称)	別紙のとおり
<p>(注意)</p> <p>この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示を始めた日から起算して7日を経過したときをもって送達されたものとみなされます。</p>	

# 督促公示

税目名称	氏名	通知書区分	課税年度	相当年度	期別	納期限
個人市県民税（普通徴収）	重吉 健二	督促状	R 7	R 7	随時 2	20260430
個人市県民税（普通徴収）	安藤 智哉	督促状	R 7	R 7	第 4 期	20260202
個人市県民税（普通徴収）	西口 魁	督促状	R 7	R 7	第 4 期	20260202
個人市県民税（特別徴収）	株式会社湯布くらふと	督促状	R 7	R 7	2 月	20260310
個人市県民税（特別徴収）	株式会社湯布くらふと	督促状	R 7	R 7	3 月	20260410
	件 数	5 件				